令和6年度 川崎市水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和6年度川崎市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給 水 戸 数

785,087 戸

(2) 年間総配水量

178, 959, 500 m³

(3) 1日平均配水量

490, 300 m³

(4) 主要な建設改良事業

ア 配 水 施 設 費 イ 耐 震 管 路 等 整 備 事 業 3,868,649 千円

11,059,856 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

				小	ζ	入	
第1款	水 道	事	業	収	益		35, 277, 697 千円
第1項	営	業		収	益		31,502,390 千円
第2項	営	業	外	収	益		3,769,580千円
第3項	特	別		利	益		5,727千円
				支	Ž.	出	
第1款	水道	事	業	支費	用	出	33, 563, 267 千円
第1款 第1項	水 道	事業	業			出	33, 563, 267 千円 32, 565, 234 千円
			業外	費	用	出	
第1項	営	業		費費	用用	出	32, 565, 234 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 13,368,746 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 1,152,533 千円並びに過年度分損益勘定留保資金 12,216,213 千円で補填するものとする。)。

				収		入	
第1款	水道	事業資	本的	収フ	(7, 121, 929 千円
第1項	企	Ì			債		6,724,000 千円
第2項	補	Ę	功		金		172,219 千円
第3項	負	1	旦		金		225,710 千円
				支		出	
第1款	水道	事業資	本的	支出	Ц		20, 490, 675 千円
第1項	建	設	攵	良	費		16,811,074 千円
第2項	企	業債	償	還	金		3,608,620 千円
第3項	投				資		32, 150 千円
第4項	補	助金	返	還	金		33,831 千円
第5項	予	Ø	前		費		5,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと 定める。

事項	期間	限度額
令和6年度 原・浄・配水施設関連経費	令和6年度から 令和9年度まで	8, 899, 227 千円
令和6年度 耐震管路等整備事業関連経費	令和6年度から 令和9年度まで	19, 499, 281 千円
令和6年度 土地借上料	令和6年度から 令和11年度まで	29, 436 千円
令和6年度 水道料金等徴収関連経費	令和7年度から 令和11年度まで	8, 591, 154 千円
令和6年度 給水装置工事台帳電子化関連経費	令和7年度	83,871 千円
令和6年度 上下水道料金等業務 システムに係る帳票印刷等業務委託	令和6年度から 令和7年度まで	55, 054 千円
令和6年度 メーター修繕関連経費	令和6年度から 令和7年度まで	73, 502 千円
令和6年度 水道料金等収納関連経費	令和7年度から 令和9年度まで	992, 446 千円
令和6年度 長沢浄水場排水処理施設関連経費	令和 6 年度から 令和 30 年度まで	14, 914, 980 千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと 定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
和震管路等 整備事業	千円6,724,000	政府資金、銀行その他から普通貸借または 世界発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。)による。 信の時期は当該年度とずまたは財政を含む。ただし、全球または財政を全により、全部を登して起して起して起して起して起して起して起してとができる。	年5.0%以内 ただし大の ただし力のの を が で り で の の の の た で り で の の た で し た り で の の た た て し に り た り て り て り て し に し に り た り た し に り と り た り た り に り と り と り と り と り と り と り と り と り と	借入れの日から 40 か年以内(据 置期間を含む。) に償還する。た だし、企業財 の都合により とがで を は で と が と が と は に に は の お き に は 、 に は 、 に は 、 に は し 、 に は は 、 に は し 、 に は と に は と に と に と ら と ら と ら と ら と ら と ら と ら と ら

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、2,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

- 第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと 定める。
 - (1) 営業費用、営業外費用及び特別損失の間の流用 (議会の議決を経なければ流用することのできない経費)
- 第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流 用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経 なければならない。
 - (1) 職員給与費(他会計からの補助金)

5,639,711 千円

第10条 水道事業助成のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、162,612 千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、419,000千円と定める。

令和 6 年 2 月13日提出 川崎市長 福 田 紀 彦